

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地				
伝統文化と環境福祉の専門学校		平成20年1月8日	渡辺 秀則	〒 952-1209 (住所) 新潟県佐渡市千種丙202番地1 (電話) 0259-61-1122				
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人国際総合学園		昭和32年10月10日	池田 祥護	〒 951-8065 (住所) 新潟県新潟市中央区古町通二番町541番地 (電話) 025-210-8565				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
工業	工業専門課程	伝統建築学科	平成20(2008)年度	-	平成27(2015)年度			
学科の目的	伝統的建造物の修復に関わる人材が不足し、多くの社寺をはじめとする建造物に修復が必要ななか、伝統建築分野における実務に関する知識・技術を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成する。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	教育内容の特徴: 取得可能な資格:二級建築士受験資格、建築大工二級技能士、Word文書処理技能認定試験3級、Excel表計算処理技能認定試験3級、コミュニケーション検定初級、普通救命講習Ⅱ							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		600 単位時間	360 単位時間	600 単位時間	単位時間	2,040 単位時間
				単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
75人	45人	0人		0%	0%			
就職等の状況	■卒業生数(C)		13人					
	■就職希望者数(D)		13人					
	■就職者数(E)		13人					
	■地元就職者数(F)		0人					
	■就職率(E/D)		100%					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		0%					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100%					
	■進学者数		0人					
	■その他							
	(令和6年度卒業生に関する令和7年9月30日時点の情報)							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:			無				
	※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL							
当該学科のホームページURL								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		3,600 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		1,080 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		120 単位時間					
	うち必修授業時数		3,600 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		1,080 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		120 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数		0 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した演習の単位数		単位						
うち必修単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		1人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1人					
	計		2人					
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		2人						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

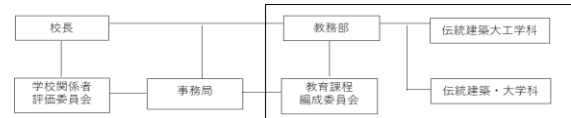
職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、特に、実践的実習・演習等において、当該企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に取り組む。卒業後の就業先で業界における人材の専門性に関する動向、地域の産業振興の方向性や、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識、技術、技能などを十分に把握、分析した上で、当該専門課程の教育を施すにふさわしい授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を行うなど、企業等の要請を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育が主体的に実施する。

また、学生の就業先においても、現場で生きる力や幅広い環境分野に関わる知識を要求される動向があることから上記の体制を整えている。この他にも、関連分野の動向については、教育課程編成委員会の他、関連学会、関連企業・団体、NPO等へ専任教員が積極的に参加、連携することにより、教育課程編成委員会を超えた情報の獲得を行っている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

組織図に示す通り、教育課程編成に関わる教務部と同列に教育課程編成委員会を組織するとともに、規定と規則を定めている。同委員会の意見を聴取し、学内で教育課程を作成。その後、再度委員会の了承を得て課程を編成している。



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤井 隆博	佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課	令和6年7月1日～令和7年3月31日(1年)	①
川上 巧	有限会社川上工務店	令和6年7月1日～令和7年3月31日(1年)	③
井土 英樹	伝統文化と環境福祉の専門学校(事務局)		—
後藤 唯	伝統文化と環境福祉の専門学校(事務局)		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、2月)

(開催日時(実績))

令和6年度第1回 令和6年7月22日 13:30～14:30

令和6年度第2回 令和7年2月26日 10:00～10:45

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

川上委員、宇佐美委員より、佐渡島内に残って就職する学生を増やせるような仕組みを作っていけるよう、市役所、佐渡へリテージ、関係企業と連携をとりながら佐渡にある文化財等、伝統建築物に携わり講義や実習を行うことと合意している。直近では北條家の実測調査など話は進んでいる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

伝統建築に関わる技術と基礎となる建築設計について、地域で活躍する組織・人材を選定している。「実習・演習等」では、建築計画、大工技術に加え、伝統建築の補修等を行える人材育成を図っている。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実技では、社寺等、伝統建築経験のある大工を非常勤講師としてお願いしている。設計では、一級建築士の有資格者からの指導を受けている。実技は、実習場と現場で行い、実習場では木材の加工、現場では組上げを中心に行う。設計では、校内の設計実習室で行っている。実技では、学校に依頼があり、学生の携われるレベルの現場を採用している。令和3年度からは、協力企業との連携を進めている。専任教員は、週に2日程度実習場・現場を巡回し、非常勤講師との連携と作業の進捗状況を把握し、関係教員と共に現状把握と課題を確認している。各学生が担当した刻みや部位、出席状況、授業態度から成績評価を行っている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
規矩術	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	井端建築事務所
建築実技Ⅲ	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	井端建築事務所
建築製図Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	長谷川歴史・文化研究室
建築設計Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	長谷川歴史・文化研究室
設計実習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	長谷川歴史・文化研究室

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

就業規則第57条の規定に基づき、専門分野の知識・技術に関する教育・研修、学生指導について必要と認められる教育・研修等への積極的な参加と業務への有効活用を定めている。専門分野の知識・技術に関する教育・研修については、学会への参加及び発表、専門分野に関わる講習会・講演会への参加を促し、また、情報の収集と提供を行っている。学生指導について必要と認められる教育・研修、教員の業務能力に関わる教育・研修については、法人内部及び外部機関の研修に定期的に参加させている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 国内研修	連携企業等: 明治神宮 他
期間: 令和6年9月9日～9月11日	対象: 専任教員
内容: 寺社仏閣、刃物職人見学	
研修名: 伝統建築現場研修	連携企業等: 竹本工務店
期間: 週3日	対象: 専任教員
内容: 現場作業に同行しスキルアップを図る	
研修名: 技能五輪対策	連携企業等: 新潟県立新津工業高等学校
期間: 令和6年9月～10月	対象: 専任教員
内容: 技能五輪入賞を目指し、原寸、加工について学ぶ	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 教務勉強会	連携企業等: 学内
期間: 各月1日	対象: 教員
内容: 学生指導における情報交換とスキルアップ	
研修名: 全体職員会	連携企業等: 法人内
期間: 各月1日	対象: 教員
内容: 学生指導における情報交換とスキルアップ	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容:	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 国内研修	連携企業等: 富山県日枝神社 他
期間: 令和7年9月1日～9月3日	対象: 専任教員
内容: 寺社仏閣見学	
研修名: 伝統建築現場研修	連携企業等: 竹本工務店
期間: 週4日	対象: 専任教員
内容: 現場作業に同行しスキルアップを図る	
研修名: 技能五輪対策	連携企業等: 佐渡高等職業訓練校
期間: 令和7年9月～10月	対象: 専任教員
内容: 技能五輪入賞を目指し、原寸、加工について学ぶ	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 教務勉強会	連携企業等: 学内
期間: 各月1日	対象: 教員
内容: 学生指導における情報交換とスキルアップ	
研修名: 全体職員会	連携企業等: 法人内
期間: 各月1日	対象: 教員
内容: 学生指導における情報交換とスキルアップ	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容:	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価委員会を設置し、学生、保護者からの学校関係者評価及び教職員の自己評価の結果をもとに、教育理念・目的・育成人材像、教育活動、学生支援等について評価を行う。評価にあたっては、優先順位をもうけ、適時改善を図り、教育活動、学校運営に反映させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、学校における職業教育の特色は何か、社会経済のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか、学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者に周知されているか、各学科の教育目標・育成人材像は学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか。
(2) 学校運営	目標等に沿った運営方針が策定されているか、運営方針に沿った事業計画が策定されているか、組織運営や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか、人事、給与に関する規定等は整備されているか、教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか、業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか、教育活動等に関する情報公開が適切になされているか、情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	教育理念などに沿った教育課程の編成・実施方針などが策定されているか、教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか、学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか、キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか、関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成、見直し等が実施されているか、関連分野における実践的な職業教育が体系的に位置づけられているか、授業評価の実施・評価体制はあるか、職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか、成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか、資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか、人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか、関連分野における業界等との連携に置いて優れた教員を確保するなどマネジメントが行われているか、関連分野における先端的な知識・技能等を習得するための研修や教員の指導力の育成など資質向上のための取組が行われているか、職員の能力開発のための研修などが行われているか
(4) 学修成果	就職率の向上が図られているか、資格取得率の向上が図られているか、退学率の低減が図られているか、卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか、卒業後のキャリア形成への成果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	進路・就職に関する支援体制は整備されているか、学生相談に関する体制は整備されているか、学生に対する経済的な支援体制は整備されているか、学生の健康管理を担う組織体制はあるか、課外活動に対する支援体制は整備されているか、学生の生活環境への支援は行われているか、保護者と適切に連携しているか、卒業生への支援体制はあるか、社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか、高校・高等専修学校との連携によるキャリア教育・職業訓練の取組が行われているか
(6) 教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか、防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動は適正に行われているか、学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか、学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか、財務について会計監査が適正に行われているか、財務情報公開の整備はできているか
(9) 法令等の遵守	法令、専門学校設置基準の遵守と適正な運営がなされているか、個人情報に対し、その保護のための対策がとられているか、自己評価の実施と問題点の改善を行っているか、自己評価結果を公表しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っているか、学生のボランティア活動を奨励、支援しているか、地域に対する公開講座・教育訓練の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			建築環境工学	建築物を取り巻く外部環境としての自然気象や都市気候について、また人体の生理に関わる室内環境について学び、建築と人間の健康を考える。	1・前	30	2	○			○			○	
2	○			建築法規Ⅰ	建築法規は、その建築物を使用・利用する人の生命と健康等を守るための規定—単体規定と集団規定とがある。本講義は建築を学ぶ上で、他の建築科目に基本事項として関係する講義である。したがって健康の知識と同時に法律の用語など難しい内容を図解を用い、理解できる内容で進める。これらの基礎知識を修得することにより、他の建築科目の基本的な役割と建築における社会の役割を説明する。	1・前	30	2	○			○			○	○
3	○			建築法規Ⅱ	建築法規は、その建築物を使用・利用する人の生命と健康等を守るための規定—単体規定と集団規定とがある。本講義は建築を学ぶ上で、他の建築科目に基本事項として関係する講義である。したがって健康の知識と同時に法律の用語など難しい内容を図解を用い、理解できる内容で進める。これらの基礎知識を修得することにより、他の建築科目の基本的な役割と建築における社会の役割を説明する。	1・後	30	2	○			○			○	○
4	○			建築法規Ⅲ	建築法規は、その建築物を使用・利用する人の生命と健康等を守るための規定—単体規定と集団規定とがある。本講義は建築を学ぶ上で、他の建築科目に基本事項として関係する講義である。したがって健康の知識と同時に法律の用語など難しい内容を図解を用い、理解できる内容で進める。これらの基礎知識を修得することにより、他の建築科目の基本的な役割と建築における社会の役割を説明する。	2・前	30	2	○			○			○	○
5	○			建築法規Ⅳ	建築基準法関係法令集を徹底活用し、その根拠条文の構成を理解する。また、最新の条文改定部分を認識する。	2・後	30	2	○			○			○	○
6	○			建築計画Ⅰ (住宅)	「建築物」その中に暮らす人間が安心して生活ができるためには、生活そのものへの追求と機能を重視した基本的な面と造形的な美を追求する面とを結び合わせて学ぶ。	1・前	30	2	○			○		○		
7	○			建築計画Ⅱ (公共施設)	「建築物」その中に暮らす人間が安心して生活ができるためには、生活そのものへの追求と機能を重視した基本的な面と造形的な美を追求する面とを結び合わせて、演習も含めて学ぶ。	1・後	30	2	○			○		○		
8	○			建築計画Ⅲ (都市計画)	「建築物」その中に暮らす人間が安心して生活ができるためには、生活そのものへの追求と機能を重視した基本的な面と造形的な美を追求する面とを結び合わせて、演習も含めて学ぶ。	2・前	30	2	○			○		○		

9	○		建築計画Ⅳ (災害、整備、積算)	「建築物」その中に暮らす人間が安心して生活ができるためには、生活そのものへの追求と機能を重視した基本的な面と造形的な美を追求する面とを結び合わせて、演習も含めて学ぶ。	2・前	30	2	○										
10	○		建築設備	給排水、衛生、空調、電気設備など建築物を維持管理するために必要な諸要素及び、人間の活動に必要な各設備における具体的な事項を学ぶ。	1・後	30	2	○					○					○
11	○		建築構造Ⅰ (木構造)	建築物の各部分と全体が、どのような材料を用いて、どのように形づくられているか、を学ぶ。	1・前	30	2	○					○					○
12	○		建築構造Ⅱ (RC構造・S構造)	建築物の各部分と全体が、どのような材料を用いて、どのように形づくられているか、を学ぶ。	1・後	30	2	○					○					○
13	○		構造力学Ⅰ (鉛直・水平)	「力の三要素」の基礎を学び、さらに力の種類①移動させる力、②回転させる力、③偶力のモーメントを学ぶ。	2・前	30	2	○					○					○ ○
14	○		構造力学Ⅱ (モーメント)	「力の三要素」の基礎を学び、さらに力の種類①移動させる力、②回転させる力、③偶力のモーメントを学ぶ。	2・後	30	2	○					○					○ ○
15	○		建築施工Ⅰ (施工計画)	将来に関連する業務（施工者が正確で迅速かつ安全に、さらにローコスト）において知っておくべき最低の現場実践的な理解を目指す。	1・前	30	2	○					○					○
16	○		建築施工Ⅱ (工事別施工)	将来に関連する業務（施工者が正確で迅速かつ安全に、さらにローコスト）において知っておくべき最低の現場実践的な理解を目指す。	1・後	30	2	○					○					○
17	○		建築仕様Ⅰ (共通仕様・特記)	建築に関する材料の様々な性質を学ぶ。	1・前	30	2	○					○					○ ○
18	○		建築仕様Ⅱ (各一般仕様・木工仕様)	建築に関する材料の様々な性質を学ぶ。	1・後	30	2	○					○					○ ○
19	○		建築製図Ⅰ (木造住宅)	設計図は、建築のコミュニケーションの重要な手段である。よって内容や情報を正確に伝えることを図面の表現として学ぶ。	1・前	60	2						○	○				○ ○ ○
20	○		建築設計Ⅰ (木造住宅在来工法)	建築の知識を建物として「考えた物を図面として表現する」まとめあげるための手段である。したがって参考図を読み取る力、表現できる力を学ぶ。	1・前	##	4						○	○				○ ○ ○
21	○		建築設計実習Ⅰ	前期で学んだ内容をさらに構造の仕組みを具体化し、軸組模型を作成することにより学ぶ。	1・後	180	6						○	○				○ ○ ○
22	○		建築設計実習Ⅱ	集合住宅とはを計画の授業から学び、その理解のもとで具体的に建築物として一定の規模を想定して考え、図面で表現してみる。	2・前	120	4						○	○				○
23	○		建築設計実習Ⅲ	福祉施設・公共建築物の理解を深めるとともに、一定の規模を想定し、考えをまとめて図面で表現してみる。	3・通	120	2						○	○				○ ○
24	○		規矩術 (伝統建築特殊技法)	日本の伝統建築（匠の技）を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	2・後	120	4						○	○				○ ○

25	○		建築CAD設計	コンピューターを使つての建築設計の表現方法を学ぶ。	2・後	60	2		○	○	○							
26	○		ビジネスマナー	これからの社会人としての姿勢を学ぶ。	2・後	30	2	○		○	○							
27	○		就職実務	履歴書作成、入退室マナー等の就職試験に関わる対策と就職に向けた意識づけを行い、就活の準備を整える。	2・後	30	2	○		○	○							
28	○		建築実技Ⅰ (工具技術・仕口工作・加工)	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	1・前	240	8			○	○						○	
29	○		建築実技Ⅱ (工具技術・仕口工作・加工)	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	1・後	240	8			○	○						○	
30	○		建築実技Ⅲ (工具技術・仕口工作・加工)	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	2・通	600	12・8			○	○						○	○
31	○		建築実技Ⅳ (民家・社寺修復)	日本の伝統建築(匠の技)を基本から学び、将来、社寺建築の修復に携われることのできるような訓練を目標に学ぶ。	3・通	840	16・12			○	○						○	
32	○		卒業制作	今まで学んだことを基に制作する。	3・後	120	4			○	○						○	
33	○		コンピューター演習Ⅰ	建築だけでなく、現代社会の基本のパソコン技術を学ぶ	2・後	60	2		○		○						○	
34	○		コンピューター演習Ⅱ	建築だけでなく、現代社会の基本のパソコン技術を学ぶ	3・前	60	2		○		○						○	
35	○		建築造形演習Ⅰ	建築物を完成する前に表現する方法は立体表現が欠かせない。イメージしたことを相手にわかりやすく伝える方法を学ぶ。	3・後	30	1		○		○							○
36	○		建築造形演習Ⅱ	建築物を完成する前に表現する方法は立体表現が欠かせない。イメージしたことを相手にわかりやすく伝える方法を学ぶ。	3・後	30	1		○		○							○
合計						36	科目	3600 単位 (単位時間)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：80%以上出席、成績評価がすべてC以上		1学年の学期区分	2期
履修方法：必修科目は全科目を履修し、進級・卒業要件を満たすこと		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。